



最高裁秘書第5102号

平成29年12月25日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



### 司法行政文書開示通知書

9月1日付け（同月4日受付、最高裁秘書第3773号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

#### 1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 司法研修所の警備業務を請け負う警備会社の警備員が同研修所事務局経理課に提出した文書（片面で1枚）
- (2) 「<注意>○談話室で深夜まで飲酒をしていた修習生について」と題する文書（片面で1枚）

#### 2 開示しないこととした部分とその理由

1の(1)の文書には、個人識別情報（組、番号等）及び公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある情報が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

#### 3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）

印

卷之二

卷之三

六四

卷八

七

五

8月28日(月)

夜23時35分頃 いざみ寧 巡回中談話室  
で修業生男性5名、女性2名がお酒を飲  
んで居りましたが時間が過ぎてあります  
と言つたら引き戸を締めて5分ぐらいいじ  
向き態度が悪いので全員に退室になる  
かもしれないよと言い、しぶしぶ名前を  
全員に書いていたたきましたが名簿と  
一致する名前が有りませんでした。



<注意>

○ 談話室で深夜まで飲酒をしていた修習生について

(事案)

8月28日(月)午後11時35分頃、いずみ寮A棟1階談話室において、所定の使用時間を過ぎても飲酒をしていた司法修習生のグループに対し、巡回中の警備員が注意をし、「組、番号、氏名」を記入させたところ、全員が虚偽の内容を記載したという事案が発生しました。

(注意事項)

集合修習中の修習生は、あと数か月で法曹になる者として、自覚ある行動を求めるられています。学修のために入寮している他の修習生に迷惑とならないよう、使用時間という寮生活のルールを守ることはもとより、警備員の指摘に対して誠実に対応せず、偽名等を用いてその場をごまかす行為は、法曹となる者としての資質を疑われても仕方のない行為です。

今後、このような寮のルールに違反する行為や、司法修習生としての自覚を欠く行為があった場合には、談話室の使用の制限や、場合によっては退寮という厳しい措置をもって臨まざるを得ません。

寮内での身勝手な行動やルール違反の行為は、他の修習生の迷惑となることを今一度よく認識し、自覚ある行動をするようにしてください。

また、この件について心当たりのある方は、企画2課又は寮務係に申し出るようしてください。

以上